

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準省令改正の対応について

幼保連携型認定こども園の設備及び運営等に関しましては、その基準を条例で定めることとされていますが、その際に従うべき基準、参酌すべき基準を定めているものが標記の国の基準省令です。

本市が定める「川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」について、令和2年4月1日に国の基準省令が改正されることに伴い、市の条例改正の必要性について次のとおり検討を行いました。

1 改正内容と条例改正の検討

① 改正する項目

幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例

② 省令改正内容

教育及び保育に直接従事する職員の員数に加える場合の副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものとしているところ、施行日から起算して10年間はいずれかの資格のみとすることができる。

③ 条例改正の検討

幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件についてはこども園法により規定されており、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものとしているところ、いずれかの資格でも保育教諭とすることができる要件に係る特例の5年間延長が令和2年4月1日に施行される。

今回の基準省令の改正は、この法の改正にそろえ副園長又は教頭を教育及び保育に直接従事する職員の員数に加える場合について、保育教諭と同様に特例を延長するものとするため、基準省令と同様の改正を行

うことで事業者の円滑な運営に資するものとする。

2 国の「従うべき基準」との関係

今回の基準省令の改正部分については「従うべき基準」とされていますが、基準を緩和する内容のため、国基準を取り入れることなく、緩和を行わないとすることもできます。

しかし、今回の改正内容については、法の改正にそろえるための改正と考えることから、国基準に合わせ改正を行うこととしました。